

「旧北上川左岸（約 3.3k）不動町二丁目地内の河川事業用地」使用規程

第1条（目的）

本規程は、旧北上川左岸（約 3.3k）不動町二丁目地内の河川事業用地（以下、「河川事業用地」）を各種イベントや集会、駐車場などを公平、且つ、有効に使用する為、定めたものである。

第2条（河川事業用地の管理運営）

河川事業用地の管理運営は、建設部河川港湾高規格道路整備推進課が行う。

第3条（使用手続き）

河川事業用地を使用する場合は、次の要件に従い所定の「使用願」を建設部河川港湾高規格道路整備推進課へ提出し、許可を得なければならない。

- (1) 申し込みは使用の3ヶ月前から受け付ける。
- (2) 申し込み後の取り消しは、使用の1週間前までに届け出ること。

第4条（使用時間）

使用時間の制限はしない。ただし、早朝や深夜に使用する場合は、近隣居住者等に配慮すること。

第5条（使用者の範囲）

河川事業用地を使用するものは、石巻市民に限らず誰でも使用できるものとする。

第6条（使用の優先順位）

河川事業用地使用の優先順位は、使用目的に基づき次のとおり定める。

- (1) 災害等に伴う対応
- (2) 国・県・市による活動（イベント）及び行事
- (3) 自治会活動（イベント）、自治会行事、当課が優先使用の必要を認めた行事等
- (4) その他活動（イベント）等

第7条（使用の否認）

河川事業用地の使用目的が次の何れかに該当する場合は、その使用を認めない。

- (1) 特定の政治活動、又は宗教活動等を目的とする場合
- (2) 営利を主目的として使用するとき
- (3) その他、当課が不相当と判断した場合

第8条（使用料）

河川事業用地の使用について、無料とする。

第9条（使用上の注意）

河川事業用地の利用者は、使用に当たり次の注意事項を厳守し、その使用により生じた問題については、一切の責任を負うものとする。

- (1) 長期間の使用をする場合は、事前に協議すること。
- (2) 騒音等、近隣居住者に迷惑を掛けないこと。
- (3) 使用上「工作物」を設置する場合は、北上川下流河川事務所の承諾が必要となるため、早めに協議すること。
- (4) 使用後は原形に回復すること。
- (5) 使用に起因して、堤防や護岸等河川管理施設に損傷を与えた場合は、速やかに報告し、北上川下流河川事務所の指示に従い、自らの負担において原形に回復すること。
- (6) 使用に起因して、第三者等に損害を与えた場合は、自らの責任において解決にあたること。

(附則) 令和4年10月24日 制定